

鳥取縣公報

第七十一號

昭和十四年十月十日

火曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

縣令

鳥取縣令第三十三號
鳥取縣漁業取締規則左ノ通定ム

昭和十四年十月十日

鳥取縣知事

副 則 見

喬 雄

第一章 總 則

第一條 左ニ掲グル漁業ハ知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ漁業權又ハ入漁權ニ依リテ爲ス場合ハ此ノ限リニ在ラズ

- 一 地曳網漁業
- 二 船曳網漁業
- 三 手繰網漁業
- 四 打溜網漁業
- 五 いたやがひ桁網漁業 (方言はたてがひ桁網漁業)

- 六 いわし巾著網漁業
- 七 さば巾著網漁業
- 八 あぢ巾著網漁業
- 九 まぐろ巾著網漁業
- 十 いわし揚繰網漁業
- 十一 さば揚繰網漁業
- 十二 さば縛網漁業
- 十三 ぼら旋網漁業
- 十四 とびうを旋網漁業
- 十五 いわし刺網漁業
- 十六 さば刺網漁業
- 十七 かに刺網漁業(すわいがに、たらばがに「方言がさみ」ヲ漁獲スルモノ)
- 十八 とびうを刺網漁業
- 十九 わかさぎ刺網漁業
- 二十 いな、せいご刺網漁業
- 二十一 いわし流網漁業
- 二十二 さば流網漁業
- 二十三 こひ張網漁業
- 二十四 筭網漁業
- 二十五 四手網漁業

- 二十六 鶴川漁業
 - 二十七 囊網漁業 (中海ニ於ケルモノ)
 - 二十八 げんしき網漁業 (方言底流網) 中海及境水道 (島根縣八東郡森山下字部尾去ルガ鼻先端ト鳥取縣西伯郡外江村祇園神社社殿西端トヲ結ビタル線ヨリ境港大突堤東端ヨリ眞北ノ線ニ至ル區域)ニ於ケルモノ
- 前項ノ漁業ヲ許可シタルトキハ様式第一號ニ依ル漁業鑑札ヲ下付ス
- 第二條 漁業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ一業態毎ニ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ知事ニ提出スベシ
- 一 漁業ノ名稱
 - 二 漁獲物ノ種類
 - 三 漁業ノ場所
 - 四 漁業ノ時期
 - 五 漁具ノ構造及漁法 (河川湖沼ニ於ケルモノ)
 - 六 船名、噸數又ハ肩巾及機關馬力 (動力附漁船ニ依ルモノ)
 - 七 許可期間
- 知事必要ト認ムルトキハ漁業ノ場所ノ圖面其ノ他ノ書面ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第三條 漁業ノ許可ノ期間ハ五年以内トス但シ潛水器漁業ハ一年以内トス
- 第四條 漁業ノ許可ヲ受ケタル者其ノ漁業ヲ爲ストキハ漁業鑑札ヲ携帯スベシ
- 漁業鑑札ノ再下付申請中其ノ他之ヲ官公署ニ提出中ノ者其ノ漁業ヲ爲ストキハ其ノ申請書ヲ經由シタル市町村長ノ證明書ヲ携帯スベシ但シ本縣内ニ住所ヲ有セザル者ニ在リテハ知事ノ證明書ヲ携帯スベシ

前項ノ證明書ハ漁業鑑札ノ下付又ハ返付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ返納スベシ

第五條 漁業鑑札ハ之ヲ相續シ、讓渡シ、質入シ又ハ貸付スルコトヲ得ズ

第六條 漁業ノ許可ヲ受ケタル者第二條第一項第二號乃至第六號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ漁業鑑札ヲ添へ知事ノ許可ヲ受クベシ

第七條 漁業ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ漁業鑑札ヲ知事ニ返納スベシ但シ第二號ノ場合ニ在リテハ戶籍法ニ依ル届出義務者又ハ清算人ヨリ之ガ手續ヲ爲スベシ

一 許可期間滿了其ノ他許可ノ效力消滅シタルトキ

二 死亡シタルトキ又ハ法人解散シタルトキ

三 廢業シタルトキ

第八條 漁業ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ漁業鑑札ノ再下付又ハ書換ヲ申請スベシ

一 漁業鑑札ヲ亡失シタルトキ

二 漁業鑑札ヲ毀損シタルトキ

三 住所、氏名若ハ名稱ニ變更ヲ生ジタルトキ

前項第二號又ハ第三號ノ場合ニ於テハ申請書ニ漁業鑑札ヲ添附スベシ

第九條 漁業ニ關スル出願、申請又ハ届出ノ書類ハ漁業登録令ニ依ルモノノ外漁場ヲ管轄スル市町村長ヲ經由スベシ漁場ノ管轄ガ二市町村以上ニ亘ルトキ又ハ明確ナラザルトキハ住所地ノ市町村長ヲ經由スベシ

本縣ニ住所ヲ有セザル者ハ直接知事ニ提出スベシ

第十條 漁業法施行規則第一條但書ニ規定セル漁業ニ關シ出願申請又ハ届出ヲ爲サントスル者ハ別

ニ副本一通ヲ添附スベシ

第十一條 免許又ハ許可ヲ受クベキ漁業ニシテ工作物ノ施設其ノ他ノ行爲ニ依リ水面ヲ使用スル者ハ漁業免許又ハ許可願書ニ公有水面使用許可ニ關スル事項ヲ併記スベシ此ノ場合ニアリテハ願書ニ水面使用ノ面積ヲ記載シ漁場圖ノ外丈量圖竝地況圖ヲ添付スベシ

前項申請ニ對シ免許又ハ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ併記セシ事項ニ付テモ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二章 制限 禁止

第十二條 水産動植物ノ蕃殖保護、漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ漁業ノ許可ヲ與フルニ當リ條件若ハ制限ヲ附シ又ハ許可シタル漁業ヲ制限シ、停止シ若ハ許可ヲ取消スコトアルベシ

本則其ノ他漁業ニ關スル法令ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

第十三條 漁業ノ許可ヲ受ケタル者許可ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ漁業ニ着手セズ又ハ引續キ二年以上休業シタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十四條 本則其ノ他漁業ニ關スル法令ニ依リ制限若ハ禁止シタル水産動植物ノ採捕又ハ制限若ハ禁止シタル漁具漁法ニ依ル水産動植物ノ採捕ニ關シ漁業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ採捕許可證ヲ下付ス

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ知事ニ提出スベシ

- 一 採捕又ハ使用ノ目的
- 二 採捕セントスル水産動植物ノ種類及數量、制限禁止シタル漁具漁法ニ依ラントスルトキハ其ノ漁具ノ名稱及數若ハ漁法

三 採捕又ハ使用ノ場所
 四 採捕又ハ使用ノ時期
 採捕許可證ハ採捕又ハ使用ノトキ之ヲ携帯スベシ
 第四條第二項、第三項、第五條、第七條、第八條及之ニ關スル罰則ノ規定ハ採捕許可證ニ之ヲ準用ス

第十五條 漁業者ニ非ザル者ハ左ニ掲グル漁具漁法ニ依ルノ外水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ズ

一 竿釣及手釣

二 四手網(中海ニ於テハ方四、五メートル未滿其ノ他ニ於テハ方一、二メートル未滿ノモノニ限ル)

三 撻網(湖山池及東郷湖ヲ除ク)

四 及び伏撻網

五 叉手網(網裾一、五メートル未滿ノモノ)

六 鎌及挾線器(肥料藻採取ニ限ル)

第十六條 左ニ掲グル水産動物ハ之ヲ採捕シ、所持シ又ハ販賣スルコトヲ得ズ

一 あわび殻長九センチメートル未滿ノモノ

二 うなぎ全長三十センチメートル未滿ノモノ

三 いたやがひ殻長七、五センチメートル未滿ノモノ

四 ます(にじます、かわます、いわな「方言たんぶり」やまめ「方言ひらめ」全長十五センチメートル未滿ノモノ)

第十七條 左ニ掲グル水産動物ハ各號ニ定ムル期内之ヲ採捕シ、所持シ又ハ販賣スルコトヲ得

ズ

一 あわび 自 九月三十一日 至 十二月三十一日

二 あゆ 自 二月一日 及 自 五月三十一日 至 十一月十日

三 ます(ほんます、にじます、かはます、いわな、やまめ) 自 二月一日 及 自 三月三十一日 至 十一月十日

四 さけ 自 十一月十日 至 十二月五日

五 いたやがひ 自 十一月一日 至 三月二十日

六 すわいがに 雌 (方言をやがに) 自 二月三十一日 至 十月三十一日
 雄 (方言まつばがに) 自 四月十五日 至 十月三十一日

七 てんぐさ 自 一月一日 至 六月五日

八 いぎす(一名ゑご) 自 五月十一日 至 七月二十四日

第十八條 左ニ掲グル漁具漁法ニ依リ水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ズ

一 上リ瀬、サガリ漁及張待網(河川湖沼ニ於ケルモノ)

- 二 連翼索ハネカッ
 - 三 曳網 (河川ニ於ケルモノニシテ網目六センチメートル未満ノモノ)
 - 四 あゆ張網 (掛網、張投ゲ網、追ヒ掛ヲ含ム)
 - 五 打瀬網 (中海ニ於ケルモノ)
 - 六 鵜使
 - 七 川干
 - 八 フナヤ
 - 九 水中ニ電流ヲ通ジテ爲ス漁法
 - 十 あゆ流釣 (方言ナグリ)
 - 十一 塚漬 (河川ニ於ケルモノ)
 - 十二 火光其ノ他ノ照明ヲ利用スル投網漁法 (天神川及其ノ支流ニ於ケルモノ)
 - 十三 覗水器又ハ水眼鏡ヲ利用シテナス漁法 (あゆヲ目的トスルモノ)
- 第十九條 左ニ掲グル漁具ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

中海

- 一 第一條ノ地曳網及船曳網 網肩長サ三百三メートルヲ超ユルモノ
 - 二 手繰網 網肩長サ七十五メートルヲ超ユルモノ
 - 三 旋網 網肩長サ四百五十四メートルヲ超ユルモノ
- 湖山池及東郷湖
- 一 地曳網及船曳網 網肩長サ九十メートル網幅四、二メートルヲ超ユルモノ但シこひ、ふなヲ採捕スル地曳網及船曳網ニ限リ網ノ兩端ニ網目十二センチメートル以上ノ網地三十三メートル

以內宛ヲ附スルコトヲ得

- 二 手繰網 網肩長サ五十四メートル網幅一、九メートルヲ超ユルモノ
- 外海
- 一 手繰網及打瀬網 網目二、四センチメートル以下ノモノ
- 湖山池
- 一 石竈内ニ於テ使用スル網 網目三センチメートル以下ノモノ
- 河川湖沼
- 一 鵜川及寄場ト稱スル漁業ニ使用スル網 網目三センチメートル以下ノモノ
 - 二 刺網 (わかさぎ、ぼら及せいごニ限ル) 及こひ張網 網肩長サ四百五十メートルヲ超ユルモノ
 - 三 刺網 (ぼら、せいごニ限ル) (網目三、六センチメートル以下ノモノ)
- 第二十條 左ニ掲グル漁具漁法ニ依リ各其ノ定ムル期間内水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ズ
- 中海
- 一 第一條ノ地曳網、船曳網及旋網
- 湖山池
- 二 網目一、八センチメートル未満ノ網地ヲ用ヒタル漁具

四 手網

自三月十一日 至七月三十一日

自一月一日 至三月三十一日

自四月一日 至八月三十一日

湖山池及東郷湖

一 地曳網及船曳網 自二月十六日 至十一月十五日

二 廻シ川

三 手繰網 (網目一、八センチメートル未満ノモノ)

四 ぬかゑび曳網 (方言ぬかゑび掻)

イ 口前弓形部 (方言「ヤマ」) ノ高サ一、二メートル以上ノモノ

自八月一日 至十一月三十日

ロ 口前弓形部ノ高サ一、二メートル以下七十五センチメートル以上ノモノ

自十二月一日 至七月三十一日

ハ 網袋ニ漏斗網 (方言「カヘリコ」ト稱スル二重網子網) ヲ附シタルモノ

自十二月一日 至七月三十一日

五 採藻

但シ方言「チイダセ」ト稱スル水藻ハ四月一日ヨリ五月三十一日マデトス

湖山池口ヨリ湖山川流下代川落合ニ至ル區

自四月一日 至六月十五日

網目三センチメートル未満ノ四手網

千代川、天神川、日野川各河口ニ於ケル標識ヨリ上流三百六十メートル及沿岸左右各五百四十メートル沖合百八十メートル以内ノ海面

自三月一日 至七月三十一日

地曳網及船曳網

自四月十五日 及 自十一月十日

鮎ノ空懸釣 (方言「ゾロ」ニ限ル)

自六月一日 至六月三十日

日野川河口ニ於ケル標識ヨリ上流千五百メートルニ至ル區域

自二月一日 至五月三十一日

投網

第二十一條 打瀬網及さば巾著網漁業ハ陸地ヨリ二哩以内ノ海面ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ズ
第二十二條 左ニ掲グル區域ヲ禁漁區トシ其ノ區域内ニ於テハ水産動物ヲ採捕シ又ハ魚類ヲ他ニ散逸セシムルコトヲ得ズ

湖山池

- 一 氣高郡湖山村字新開ノ一南東隅ヨリ百八十度ノ線ト同村字新開ノ三北東隅ヨリ零度ノ線トノ兩方位線間ニ於ケル同村字新開ノ一、新開ノ二及新開ノ三地先距岸九十メートル以内ノ區域
- 二 氣高郡大郷村大字福井字臂力ニ於ケル島崎ノ鼻ト字下灘之貳東南端トノ見通線以内ノ區域
- 三 氣高郡大郷村大字金澤字町山分ニ於ケル千切ノ鼻ト白土鼻兩側トノ見通線以内ノ區域
- 智頭川筋
- 一 八頭郡智頭町大字市ノ瀬字笹川ニ於ケル鳥取電燈株式會社設置ノ堰堤ヨリ上流十八メートル

- 下流百八十メートルニ至ル迄ノ區域
- 二 八頭郡社村大字樟原字椎ノ木川ニ於ケル鳥取電燈株式會社設置ノ堰堤ヨリ上流十八メートル下流百八十メートルニ至ル迄ノ區域
- 三 八頭郡河原町大字河原ニ於ケル第一號堰堤 (大井手堰) ヨリ上流十メートル下流三十メートルニ至ル迄ノ區域
- 四 八頭郡河原町大字河原ニ於ケル第二號堰堤 (五枚戸堰) ヨリ上流十メートル下流三十メートルニ至ル迄ノ區域
- 八 東川筋
- 一 八頭郡若櫻町大字若櫻字樋戸前ニ於ケル因幡水力電氣株式會社設置ノ堰堤ヨリ上流十八メートル下流百八十メートルニ至ル迄ノ區域
- 二 八頭郡若櫻町大字高野ニ於ケル馬場田堰堤ヨリ上流三十メートル下流三十メートルニ至ル迄ノ區域
- 三 八頭郡丹比村大字德丸ニ於ケル俗稱「ドンドン」ヨリ上流十八メートル下流五十四メートルニ至ル迄ノ區域
- 四 八頭郡丹比村大字用呂ニ於ケル第一山崎堰堤ヨリ上流二十メートル下流五十メートルニ至ル迄ノ區域
- 千代川筋
- 一 岩美郡倉田村大字圓通寺ニ於ケル大口堰堤ヨリ上流十メートル下流三十メートルニ至ル迄ノ區域
- 二 鳥取市大字叶ニ於ケル源太橋ヨリ下流三百メートルノ線ヨリ下流千二百メートルニ至ル迄ノ區域

- 袋川筋
- 岩美郡面影村大字大杓地内新舊袋川分岐點ニ於ケル内務省設置ノ袋川分水門ヨリ上流三十メートル下流新袋川三十メートル舊袋川三百メートルニ至ル迄ノ區域
- 湖山川筋
- 鳥取市賀露町字寺屋敷ニ於ケル鳥取縣設置ノ海水逆流防止扉門ヨリ上流百五十メートル下流百五十メートルニ至ル迄ノ區域
- 竹田川筋
- 東伯郡旭村大字大柿字東塚道ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ堰堤ヨリ上流十八メートル下流百八十メートルニ至ル迄ノ區域
- 東郷川筋
- 東伯郡東郷村ニ於ケル東郷川口ヨリ上流百八十メートルニ至ル迄ノ區域
- 日野川筋
- 一 日野郡神奈川村大字洲河崎字白住ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ發電所堰堤 (一反堰堤) ヨリ上流十八メートル下流三百六十メートルニ至ル迄ノ區域
- 二 日野郡江尾村大字佐川ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ發電所堰堤 (旭堰堤) ヨリ上流十八メートル下流三百六十メートルニ至ル迄ノ區域
- 三 日野郡江尾村大字佐川ニ於ケル廣島電氣株式會社設置ノ發電所堰堤 (佐川堰堤) ヨリ上流十八メートル下流百八十メートルニ至ル迄ノ區域
- 四 米子市大字觀音寺ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌溉用堰堤ヨリ上流三十六メートル下流三百六十メートルニ至ル迄ノ區域
- 五 西伯郡春日村大字古豊千ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌溉用堰堤ヨリ上流三十六メートル下流三百六十メートルニ至ル迄ノ區域

法勝寺川筋

米子市大字觀音寺ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌溉用堰堤ヨリ上流十八メートル下流百八十メートルニ至ル迄ノ區域

第二十三條 左ニ掲グル場所ニ於テ水中ノ砂礫ヲ採取スルコトヲ得ズ

千代川筋鳥取市大字叶ニ於ケル源太橋ヨリ下流二百メートルノ線ヨリ下流千二百メートルニ至ル迄ノ區域

第二十四條 水産動植物ニ有害ナル物ヲ遺棄シ又ハ水産動植物ニ有害ナル物ヲ漏泄スル虞アル物ヲ放置スルコトヲ得ズ

知事必要アリト認ムルトキハ水産動植物ニ有害ナル虞アル物ノ遺棄又ハ漏泄ニ付必要ナル除害設備ノ設置ヲ命ジ又ハ既ニ設置シタル除害設備ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十五條 手繰網其ノ他水底ヲ曳ク漁具ヲ使用シテ漁業ヲ爲ス者ハ左ニ掲グル延繩、刺網又ハ流網ヲ横斷シテ漁業ヲ爲スコトヲ得ズ

一 延繩漁業ニ在リテハ幹繩ノ兩端ニ水面上高一、五米以上ノ「ボンデン」ヲ附シ幹繩ノ方向ヲ明示シ且其ノ中間ニ一個以上徑高各一米以上ノ浮標ヲ附シタルモノ

二 刺網又ハ流網漁業ニ在リテハ網ノ兩端ニ水面上高一、五米以上ノ「ボンデン」ヲ附シタルモノ

第二十六條 左ニ掲グル場所ニ於テハ潛水器漁業ハ之ヲ許可セズ

一 水深九メートル以内ノ場所

二 許可期間滿了後二年以上ヲ經過セザル場所

第二十七條 石籠漁業ハ新ニ免許セズ

第二十八條 湖河魚類ノ通路ヲ遮斷シテ爲メ漁業ハ川流幅ノ四分ノ一以上ノ魚道ヲ開導スルベシ

第二十九條 第十五條及第二十五條ヲ除クノ外本則於テ制限又ハ禁止シタル事項及漁業第三十

六條並漁業法施行規則第四十六條ノ規定ハ公共ノ用ニ供セザル水面ニシテ公共ノ用ニ供スル水面又ハ漁業法第三條ノ水面ニ通ズルモノニ之ヲ適用ス

第三章 保護區域

第三十條 定置漁業及特別漁業ノ保護區域ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 定置漁業

イ 臺網類漁業まぐろ、ぶり及さばの大謀網ハ網ノ前面千メートル後面百八十メートル沖合百

八十メートル以内ノ區域、同漁業いわし大敷網、かます網戸網及いわし締網ハ網ノ前面三

百六十メートル後面百メートル沖合百八十メートル以内ノ區域

ロ 落網類漁業はまち及かますノ落網ハ網ノ前面二百七十メートル後面百メートル沖合百メー

トル以内ノ區域

ハ 柵網類漁業えび柵網ハ網ノ外圍百八十メートル以内ノ區域

ハ 魴築類漁業ハ上リ魚ヲ目的トスルモノハ漁具ノ下流百八十メートル、下リ魚ヲ目的トスル

モノハ同上流百八十メートル以内ノ區域

ホ 石籠ハ其ノ外圍十八メートル以内ノ區域

二 特別漁業

イ 第七種漁業ブリ飼付ハ漁場區域ノ外圍五百四十メートル以内ノ區域

ロ 第八種漁業しひら漬ハ漬木ノ外圍三百六十メートル以内ノ區域

前項第一號イロノ保護區域ハ網ノ前後兩面ノ距離ニ付テハ垣網ノ磯ノ端ヨリ其ノ沖ノ端ヲ見通シタル線ヲ基準トシ之ニ直角ニ沖合ノ距離ニ付テハ垣網ノ磯ノ端ヨリ其ノ沖ノ端ヲ見通シタル線ト

敷網又ハ落網ノ沖ノ側トノ交叉點ニ於テ同見通線ト直角ヲナス線ヲ基準トシ之ニ直角ニ測定ス但シ網ノ前後兩面ノ距離ハ漁具ニ兩口ヲ備フルモノニ付テハ前後兩面ノ距離ヲ合計シ之ヲ二分シタルモノヲ各兩面ノ距離トス

第三十一條 前條ノ保護區域内ニ於テハ其ノ漁業中之一漁獲物ヲ目的トスル漁業ヲ爲シ又ハ其ノ目的物ノ通路ヲ遮斷シ、之ヲ他ニ誘致シ若ハ散逸セシムベキ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ 但シ漁業權又ハ入漁權ニ依リ漁業ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 漁 場 標 識

第三十二條 漁業ノ免許ヲ受ケタル者ハ三十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル標識ヲ漁場ニ接セル見易キ場所ニ建設スベシ但シ專用漁業及特別漁業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 何々漁業漁場標識

二 免許番號

三 漁業ノ種類及名稱

四 漁場ノ位置

五 漁業ノ時期

六 免許年月日及存續期間

七 漁業權者ノ住所氏名又ハ名稱

前項ノ漁場標識ハ方十二センチメートル以上ノ木材又ハ石材ヲ用ヒ地上ニ、二メートル以上ノ高さト爲スベシ

第三十三條 漁場標識ヲ亡失シ、毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク之ヲ再建シ又ハ書換ヲ爲スベシ

第三十四條 漁業權消滅シタルトキハ十日以内ニ漁場標識ヲ撤去スベシ

第三十五條 潛水器漁業ヲ爲ス者ハ其ノ操業中ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル旗章ヲ船舷上一メートル以上ノ高さニ掲グベシ

一 許可番號

二 漁業ノ名稱

三 漁業ノ時期

四 許可年月日

五 漁業者ノ住所氏名又ハ名稱

旗章ハ方八〇センチメートル以上ノ赤色布地ヲ用フベシ

第五條 罰 則

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條第一項、第五條、第六條、第十六條乃至第二十一條、第二十三條乃至第二十五條又ハ第三十一條ノ規定ニ違反シタル者

二 第十二條ノ規定ニ依リ漁業ノ條件制限又ハ停止ノ命令ニ違反シタル者

第三十七條 第四條、第七條、第八條第一項、第十四條第三項、第十五條又ハ第三十二條乃至第三十五條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第三十八條 前二條ノ場合ニ於テ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品及漁具ハ之ヲ沒收スルコトヲ得但シ犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

附 則

01074

第三十九條 本令ハ昭和十四年十月十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十條 大正十四年四月鳥取縣令第十號漁業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第四十一條 本令施行前舊規則ニ依リ爲シタル漁業ノ許可ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ許可ノ期間ハ從前ノ許可ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四十二條 本令施行前舊規則ニ依リ下付シタル漁業鑑札ハ本令ニ依リ之ヲ下付シタルモノト看做ス

第四十三條 本令施行前舊規則ニ依リ爲シタル漁業ニ關スル出願申請又ハ届出ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第四十四條 本令施行ノ際本則ノ規定ニ依リ新ニ許可ヲ受クルヲ要スルニ至リタル漁業ヲ爲ス者ハ本令施行後六十日ヲ限リ本則ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケザルモ仍其ノ漁業ヲ爲スコトヲ得

前項ノ漁業者ガ前項ノ期間内ニ其ノ許可ヲ出願シタルトキハ其ノ許可ノ處分ヲ受クル迄ノ間亦前項ニ同ジ

第四十五條 本令施行前舊規則ノ罰則ヲ適用スベキ行爲アリタル者ニ對シテハ本令施行後ト雖モ尙其ノ罰則ヲ適用ス

第四十六條 本令施行前舊規則ニ依リいわし刺網漁業、さば刺網漁業ノ許可ヲ受ケタル者ニシテいわし流網、さば流網ヲ使用シテ漁業ヲ爲ス者ハ本則ノ規定ニ依リいわし流網漁業、さば流網漁業ノ許可ヲ夫々受ケタルモノト看做ス

様式第一號

漁業鑑札雛形 (厚紙製)

01075

表 面

第 號	住所	氏 名
	氏	
	何々漁業鑑札	
	年 月 日	
	鳥	
	鳥取縣	

裏 面

許 可 事 項
一、漁業場所
一、漁獲物種類
一、漁業時期
一、船名、噸數又ハ肩巾、機關馬力
一、許可期間
一、條件、制限

一五 糧

鳥取縣令第三十四號
昭和十四年十月十日鳥取縣令第二十九號穀物檢查規則中左ノ通改正ス
昭和十四年十月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第八條ニ左ノ二項ヲ加フ
特別ノ事由ニ依リ第一項ノ規定ニ依リ難キ場合ハ豫メ其ノ事由竝ニ穀物ノ種類、數量、一包裝ノ容量又ハ重量、用途及移出先ヲ具シ知事ノ許可ヲ受ケ特別ノ容量又ハ重量ト爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於ケル自然減耗ノ補足量ハ其ノ都度知事之ヲ定ム
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓 令

鳥取縣訓令甲第十四號

大正六年鳥取縣訓令第二號中「一廉ノ設計金額五拾圓」トアルヲ「一廉ノ設計金額貳百圓」ト改ム
昭和十四年十月十日
鳥取縣知事 副 見 喬 雄
各 廉 長

告 示

鳥取縣告示第六百四十六號
勞働統計毎月實地調査令第十二條ニ依リ本縣ニ設置セラレタル勞働毎月調査員左ノ通任免アリタリ
昭和十四年十月十日
鳥取縣知事 副 見 喬 雄

解任並任命年月日 解任調査員氏名 任命調査員氏名
昭和十四年十月二日 塩 根 政 雄 中 尾 利 美

鳥取縣告示第六百四十七號
米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ
昭和十四年十月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託調査員氏名	解 囑 者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
岡 島 愛 造	湯 本 常 藏	岩美郡東村	岩美郡東村役場	昭和十四年十月四日

鳥取縣告示第六百四十八號
左記ノ者彥名村負債整理委員會委員ニ任命セリ
昭和十四年十月十日

高 場 潤 鳥取縣知事 副 見 喬 雄
西 尾 藤 太 郎 西 谷 常 男

鳥取縣告示第六百四十九號
左記ノ者池田村負債整理委員會委員ニ任命セリ

昭和十四年十月十日

川端 喜代松	河合 常市	高瀬 繁春
田口 實夫	岩本 岩平	松本 元善
木上 政衛	木田 善久	湯淺 英治
湯淺 重珍	松本 勝太郎	佐藤 万太郎
岡崎 民次郎	福田 徳松	

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第六百五十號

昭和十四年十月四日管下岩美郡本庄村ニ其ノ農地委員會ヲ設置シタリ

昭和十四年十月十日

山野 知秀	福井 熊藏	中村 長造
田中 熊吉	坂口 辨左衛門	坂口 信治
永原 泰造	山本 安次郎	藤原 泰一
清水 兵吉	平家 猶藏	

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第六百五十一號

昭和十四年三月鳥取縣告示第五百五十二號農産資源開發獎勵規程中左ノ通改正ス

昭和十四年十月十日

第二條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一ノ二 酒精原料甘藷ノ共同育苗圃及之ニ伴フ巡回指導ニ關スル事業ヲ助成スル爲交付スル郡市

農會ノ補助金

第二條第二號中「苧麻苗」ノ次ニ「又ハ大麻種子」ヲ加フ

第五條中「精算書ヲ添付シ」ノ次ニ「三月二十日迄ニ」ヲ加フ

第九條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一ノ二 第二條第一號ノ二ノ酒精原料甘藷ノ共同育苗圃及之ニ伴フ巡回指導ハ左ニ該當スルモノナルコト

(一) 酒精原料甘藷ノ共同育苗圃ハ市町村農會ニ於テ直接又ハ市町村農會ノ委託ニ依リ農事實行組

合其ノ他適當ナル團體ニ於テ管理經營スルモノタルコト

(二) 酒精原料甘藷ノ共同育苗圃ノ面積ハ一箇所十坪以上タルコト

(三) 酒精原料甘藷ノ共同育苗圃ニ用フル品種ハ縣ニ於テ適當ト認めタルモノタルコト

(四) 共同育苗圃ニ於テ育成シタル苗ヲ以テ生産シタル甘藷ハ總ヘテ酒精原料トシテ之ヲ供出セシムルコト

(五) 酒精原料甘藷ノ共同育苗圃ノ巡回指導ハ市町村ヲ區域トスル指導員ヲシテ之ニ當ラシムルコ

ト
第十條 第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一ノ二 第二條第一號ノ二ノ共同育苗圃ニ關シテハ其ノ補助金ニ對シ一坪七十錢以内トシ共同育苗圃巡回指導ノ爲設置スル指導員ニ關シテハ其ノ補助金ニ對シ一人十圓以内トス

第十條第二號中「補助金ニ關シテハ」ノ次ニ「苧麻ニ在リテハ」ヲ加ヘ「一反步拾圓以内」ノ次ニ「大麻種子ニ在リテハ種子購入費ノ二分ノ一以内一反步五圓以内」ヲ加フ

第十二條 第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一ノ二 第二條第一號ノ二ノ共同育苗圃ノ設置及之ニ伴フ巡回指導ニ關スル事項

(一) 經營主體及經營方法

(二) 共同育苗圃ノ面積及苗ノ生産配付豫定數量

(別記第一號ノ二ノ様式ニ依ル)

(三) 共同育苗圃ノ巡回指導

(別記第一號ノ三ノ様式ニ依ル)

(四) 共同育苗圃ノ巡回指導ノ方法

第十二條第二號ヲ左ノ通改ム

二 第二條第二號ノ苧麻苗又ハ大麻種子購入ニ關スル事項

(一) 苧麻苗購入ニ關スル事項

(別記第二號様式ニ依ル)

(二) 大麻種子購入ニ關スル事項

(別記第二號ノ二様式ニ依ル)

第十六條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一ノ二 第二條第一號ノ二ノ酒精原料甘藷ノ共同育苗圃ノ設置及之ニ伴フ巡回指導ニ關スル事項

(一) 共同育苗圃ノ成績ノ概要

(二) 共同育苗圃ノ面積及苗生産配付數量

(別記第九號ノ二ノ様式ニ依ル)

(三) 共同育苗圃ノ巡回指導成績ノ概要

(別記第九號ノ三ノ様式ニ依ル)

第十六條第二號ヲ左ノ通改ム

二 第二條第二號ノ苧麻苗又ハ大麻種子購入ニ關スル事項

(一) 苧麻苗購入ニ關スル事項

(別記第十號様式ニ依ル)

(二) 大麻種子購入ニ關スル事項

(別記第十號ノ二ノ様式ニ依ル)

附 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中一月末日迄トアルハ第二條第一號ノ二ノ補助金ニ關スル申請書ニ付テハ昭和十四年度ニ限リ十月三十日迄トス

第一號ノ二様式

共同育苗圃ノ面積及苗ノ生産配付豫定數量

町 村 名	設置箇所數 及豫定面積		坪 本 本 本 本 本 本	苗 定 生 產 量	配 付 豫 定 數 量	配 付 豫 定 數 量	配 付 豫 定 數 量	備 考
	箇所數	面積						
合 計								
備考 有償配付ヲ行フ場合ハ配付單價ヲ備考欄ニ記載スルコト								
第一號ノ三様式 共同育苗圃ノ巡回指導								
指導員設置町村名				指導員數				
合 計								

01084

第二號ノ二様式

大麻種子購入ニ關スル事項

町村名	増殖		面積		反當		反當		反當		反當		備考
	皮	見	反	總	反	總	反	總	反	總	反	總	
	麻	込	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	
	生	數											
	產	量											
	精	見											
	込	込											
	生	數											
	產	量											
	購	入											
	種	子											
	量	量											
	種	子											
	購	入											
	價	格											
	格	格											
	備	考											
合計													

備考 前年栽培面積ヲ備考欄ニ記載スルコト

第九號ノ二様式

共同育苗圃ノ面積及苗ノ生産配付數量

01085

町村名	設置及面積		苗生産數量		苗配付數量		配付面積	備考
	箇所數	面積	坪生産量	總生産量	有償配付數量	無償配付數量		
	坪	本	本	本	本	本	本	反
合計								

備考 有償配付ヲ行ヒタル場合ハ配付單價ヲ備考欄ニ記載スルコト

第九號ノ三様式

共同育苗圃巡回指導成績ノ概要

指導員設置町村名	指導員數
合計	

01086

第十號ノ二様式

町村名	増殖		精麻生産數量		購入種子量		種子購入價格		備考
	面積	皮麻生産數量	反當總量	反當總量	反當總量	反當總量	反當價格	總價格	
	反	斤	斤	斤	斤	斤	圓	錢	
合計									

鳥取縣告示第六百五十二號

昭和十四年九月二十七日左ノ國民健康保險組合ヲ認可セリ

昭和十四年十月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 組合ノ名稱 小鷺河村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 氣高郡小鷺河村大字鷺峯七百九十一番地ノ二
- 三 組合ノ地區 氣高郡小鷺河村

01087

鳥取縣告示第六百五十三號

昭和十四年九月二十一日執行ノ縣會議員選舉ニ於ケル議員候補者及選舉事務長ヨリ届出タル選舉運動費用ノ精算届書ヲ閱覽ニ供スベキ場所左ノ通定ム

昭和十四年十月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 鳥取縣廳警察部長書記室

鳥取縣告示第六百五十四號

昭和十四年九月二十一日執行縣會議員選舉ニ於テ要シタル選舉運動費用ノ精算額左記ノ通各議員候補者及選舉事務長ヨリ届出タリ

昭和十四年十月十日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日
- 一 議員候補者ノ氏名 永井貞錄
- 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 渡部彌壽雄
- 一 支出總額
 - (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金六百圓參錢
 - (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ
 - (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ 金四百七拾貳圓四拾壹錢

非ナル者ノ支出シタル額
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額

金參拾七圓
金九拾圓六拾貳錢

一支出明細

金四拾參圓

(一) 報 酬

金四拾參圓

(二) 家 屋 費

金拾貳圓五拾壹錢

選舉事務所

金拾壹圓壹錢

集會々々場

金拾壹圓壹錢

(三) 通 信 費

金貳百貳拾八圓九拾八錢

(四) 船 車 馬 費

金五拾參圓六拾錢

(五) 印 刷 費

金百貳拾六圓八拾五錢

(六) 廣 告 費

金ナシ

(七) 筆 墨 紙 費

金貳拾貳圓八拾貳錢

(八) 休 泊 費

金貳拾壹圓

(九) 飲 食 物 費

金七拾七圓九拾錢

(十) 雜 費

金拾參圓參拾七錢

計 金六百圓參錢

一選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一議員候補者ノ氏名 中 田 玉 平

精算届出ヲナシタル選舉事務長ノ氏名

坂 好 治

一支出總額

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額

金四百八拾五圓貳拾五錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額

金貳百參拾圓七拾五錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ

金ナシ

非ナル者ノ支出シタル額

金壹百三圓七拾錢

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額

金壹百五拾圓八拾錢

一支出明細

(一) 報 酬

金拾五圓

(二) 家 屋 費

金拾五圓

選舉事務所

金拾五圓

集會々々場

金ナシ

(三) 通 信 費

金壹百五拾參圓七拾七錢

(四) 船 車 馬 費

金拾貳圓貳拾六錢

(五) 印 刷 費

金貳百五拾四圓五拾錢

(六) 廣 告 費

金ナシ

(七) 筆 墨 紙 費

金壹圓六拾參錢

(八) 休 泊 費

金ナシ

(九) 飲 食 物 費

金貳拾九圓五拾錢

(十) 雜費 金參圓五拾九錢

計 金四百八拾五圓貳拾五錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 建部邦雄

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 西尾淺吉

一支出總額 金八百七拾壹圓七拾七錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百六拾九圓貳拾參錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金八拾貳圓五拾四錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一支出明細

(一) 報務者 金八拾六圓拾錢

(二) 家屋費 金八拾六圓拾錢

(三) 選舉事務所集會々場 金貳拾圓七拾六錢

(四) 通信費 金拾四圓七拾錢

(五) 船車馬費 金參圓

(六) 船車馬費 金參百七拾貳圓拾錢

(七) 船車馬費 金壹百參圓四拾參錢

(五) 印刷費 金貳百貳圓八錢
(六) 廣告費 金壹圓五拾參錢
(七) 筆墨紙費 金貳圓四拾壹錢
(八) 休泊費 金參拾壹圓四拾錢
(九) 飲食物費 金四拾四圓四拾九錢
(十) 雜費 金七圓四拾七錢

計 金八百七拾壹圓七拾七錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 金田秀平

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 波田野龜治

一支出總額 金六百九拾參圓八拾六錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金五百九拾九圓九拾五錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金貳拾圓五拾參錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金七拾貳圓

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金壹圓參拾八錢

一支出明細

(一) 報務者 金八拾六圓參拾錢

(二) 報務者 金八拾六圓參拾錢

(一) 家屋費	選舉事務所	金貳拾七圓九拾錢
(二) 集會々場		金拾四圓四拾錢
(三) 通信費		金參百參拾五圓八拾參錢
(四) 船車馬費		金六圓九拾六錢
(五) 印刷費		金壹百七拾圓七拾七錢
(六) 廣告費		金貳拾五圓六拾錢
(七) 筆墨紙費		金參圓五拾貳錢
(八) 休泊費		金六圓
(九) 飲食物費		金貳拾四圓五拾錢
(十) 雜費		金六圓四拾八錢
計	金六百九拾參圓八拾六錢	
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日	
一 議員候補者ノ氏名	石田 榮隆	
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	矢田 貞三	
一 支出總額		金八百貳拾八圓八拾錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額		金七百五拾貳圓拾九錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額		金參拾五圓九錢
(三) 議員候補者選舉事務ノ支ハ選舉委員ニ		

(一) 報酬	非ナル者ノ支出シタル額	金貳拾貳圓參拾錢
(二) 勞務者	立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金拾九圓貳拾貳錢
(三) 家屋費		金百四拾貳圓五錢
(四) 選舉事務所		金參拾五圓五拾九錢
(五) 集會々場		金拾四圓
(六) 通信費		金貳拾壹圓五拾九錢
(七) 船車馬費		金貳百九拾七圓四拾五錢
(八) 印刷費		金六拾八圓拾四錢
(九) 廣告費		金百八拾七圓拾錢
(十) 筆墨紙費		金參拾圓七錢
(十一) 休泊費		金六圓八拾八錢
(十二) 飲食物費		金拾四圓
(十三) 雜費		金貳拾六圓貳拾五錢
計	金八百貳拾八圓八拾錢	
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日	
一 議員候補者ノ氏名	黑田 包美	
一 精算届出ヲ爲シタル者ノ氏名		

一 支出總額	金拾四錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金ナシ
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金拾四錢
一 支出明細	
(一) 報酬	金ナシ
(二) 勞務者	金ナシ
(三) 家屋費	金ナシ
(四) 選舉事務所	金ナシ
(五) 集會々場	金ナシ
(六) 通信費	金拾四錢
(七) 船車馬費	金ナシ
(八) 印刷費	金ナシ
(九) 廣告費	金ナシ
(十) 筆墨紙費	金ナシ
(十一) 休泊費	金ナシ
(十二) 飲食物費	金ナシ

(十) 雜費	計 金拾四錢	金ナシ
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日	
一 議員候補者ノ氏名	西尾治兵衛	
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	田中能太郎	
一 支出總額		金四百八拾八圓九拾錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額		金四百八拾參圓九拾錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額		金五圓
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額		金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額		金ナシ
一 支出明細		
(一) 報酬		金六拾九圓四拾八錢
(二) 勞務者		金六拾九圓四拾八錢
(三) 家屋費		金貳拾六圓七拾八錢
(四) 選舉事務所		金拾五圓
(五) 集會々場		金拾壹圓七拾八錢
(六) 通信費		金百五圓八拾參錢
(七) 船車馬費		金五拾五圓七拾錢

- (五) 印刷費 金百四拾八圓四拾錢
- (六) 廣告費 金拾圓
- (七) 筆墨紙費 金拾圓拾六錢
- (八) 沐浴費 金貳圓四拾錢
- (九) 飲食物費 金五拾貳圓五拾五錢
- (十) 雜費 金參圓六拾錢

計 金四百八拾八圓九拾錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 松本 次郎

一 精算届出ヲ爲シタル者ノ氏名 松本 圓

一 支出總額 次郎 金壹圓參拾八錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金ナシ

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金壹圓參拾八錢

一 支出明細 金ナシ

(一) 報務者 金ナシ

(二) 家屋費者 金ナシ

(三) 家屋費者 金ナシ

選舉事務所 集會々場

(三) 通信費 金ナシ

(四) 船車馬費 金壹圓參拾八錢

(五) 印刷費 金ナシ

(六) 廣告費 金ナシ

(七) 筆墨紙費 金ナシ

(八) 沐浴費 金ナシ

(九) 飲食物費 金ナシ

(十) 雜費 金ナシ

計 金壹圓參拾八錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 野口 龍三

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 宅野 壽

一 支出總額 金六百八拾八圓四拾七錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金五百九拾九圓參拾四錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金八拾壹圓拾六錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金七圓九拾七錢
一 支出明細	
(一) 報 酬	金五拾圓貳拾錢
(二) 家 屋 費	金貳拾八圓九拾壹錢
選舉事務所	金七圓貳拾錢
集會々々場	金貳拾壹圓七拾壹錢
(三) 通 信 費	金貳百參圓五拾七錢
(四) 船 車 馬 費	金壹百九拾貳圓參拾貳錢
(五) 印 刷 費	金九拾九圓拾錢
(六) 廣 告 費	金ナシ
(七) 筆 墨 紙 費	金拾圓七拾參錢
(八) 休 泊 費	金六圓
(九) 飲 食 物 費	金七拾七圓八拾錢
(十) 雜 費	金拾九圓八拾四錢
計	金六百八拾八圓四拾七錢
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	松 田 昌 造
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	山 本 繁 喜 代

一 支出總額	金參百六拾七圓壹錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金參百五圓拾四錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金五拾九圓六拾七錢
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金貳圓貳拾錢
一 支出明細	
(一) 報 酬	金四拾七圓五拾五錢
(二) 家 屋 費	金四拾七圓五拾五錢
選舉事務所	金七圓五拾錢
集會々々場	金ナシ
(三) 通 信 費	金壹百參拾七圓四拾八錢
(四) 船 車 馬 費	金拾六圓八拾參錢
(五) 印 刷 費	金壹百拾六圓九拾六錢
(六) 廣 告 費	金拾五圓五拾貳錢
(七) 筆 墨 紙 費	金四圓七拾四錢
(八) 休 泊 費	金四圓
(九) 飲 食 物 費	金拾參圓五拾錢
(十) 雜 費	金貳圓九拾參錢

- 計 金 參 百 六 拾 七 圓 壹 錢
- 一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日
 - 一 議員候補者ノ氏名 足 鹿 覺
 - 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 石 垣 益 三
 - 一 支出總額
 - (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金五百貳拾貳圓貳拾九錢
 - (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金四百九拾七圓五拾壹錢
 - (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ
 - (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金貳拾四圓七拾八錢
 - 一 支出明細
 - (一) 報 酬
 - (一) 勞 務 者 金五拾四圓五拾錢
 - (二) 家 屋 費 金五拾四圓五拾錢
 - (三) 選 舉 事 務 所 金四拾圓九拾九錢
 - (四) 集 會 々 場 金貳圓八拾錢
 - (五) 通 信 費 金參拾八圓拾九錢
 - (六) 船 車 馬 費 金壹百九拾九圓貳拾五錢
 - (七) 印 刷 費 金參拾七圓七錢
 - (八) 金壹百拾九圓拾錢

- (六) 廣 告 費 金拾參圓貳拾錢
- (七) 筆 墨 紙 費 金貳拾四圓五拾九錢
- (八) 休 泊 費 金拾七圓
- (九) 飲 食 物 費 金拾參圓四拾壹錢
- (十) 雜 費 金參圓拾八錢
- 計 金 五 百 貳 拾 貳 圓 貳 拾 九 錢
- 一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日
- 一 議員候補者ノ氏名 中 田 義 正
- 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 中 田 義 正
- 一 支出總額
 - (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百四拾四圓五拾六錢
 - (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金七百四拾四圓五拾六錢
 - (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ
 - (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ
- 一 支出明細
 - (一) 報 酬
 - (一) 勞 務 者 金九拾圓六拾錢
 - (二) 家 屋 費 金九拾圓六拾錢
 - (三) 金七拾六圓

選舉事務所
集會々々場

- (三) 通信費 金ナシ
- (四) 船車馬費 金七拾六圓
- (五) 印刷費 金貳百四拾八圓八拾八錢
- (六) 廣告費 金拾圓貳拾錢
- (七) 筆墨紙費 金百九拾四圓貳拾五錢
- (八) 休泊費 金四拾八圓參拾錢
- (九) 飲食物費 金八圓貳拾八錢
- (十) 雜費 金ナシ

計 金七百四拾四圓五拾六錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 黒田 藤重

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 瀧田 時寛

- 一 支出總額
 - (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金五百七拾八圓四拾六錢
 - (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金五百七拾五圓四拾五錢
 - (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金參圓壹錢

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

(一) 報勞務者 金四拾七圓貳拾五錢

(二) 家屋費 金四拾七圓貳拾五錢

(三) 選舉事務所集會々々場 金貳拾貳圓五拾錢

(四) 通信費 金五圓五拾錢

(五) 船車馬費 金拾七圓

(六) 印刷費 金百九拾七圓四拾參錢

(七) 廣告費 金七拾六圓七拾貳錢

(八) 筆墨紙費 金壹百九拾壹圓七拾六錢

(九) 休泊費 金ナシ

(十) 飲食物費 金貳圓拾八錢

計 金五百七拾八圓四拾六錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 岡村 庸藏

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 岡村 庸藏

一 支出總額	金貳百八圓拾錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金貳百七圓五拾錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金六拾錢
一 支出明細	
(一) 報 酬	金ナシ
(二) 勞 務 者	金ナシ
(三) 家 屋 費	金ナシ
選舉事務所	金ナシ
集會々々場	金ナシ
(四) 通 信 費	金壹百七拾九圓四拾錢
(五) 船 車 馬 費	金ナシ
(六) 印 刷 費	金貳拾七圓
(七) 廣 告 費	金九拾錢
(八) 筆 墨 紙 費	金六拾錢
(九) 休 泊 費	金ナシ
(十) 飲 食 物 費	金ナシ
(十一) 雜 費	金貳拾錢

計	金貳百八圓拾錢
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	田 中 信 儀
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	河 田 勘 平
一 支出總額	金七百九拾圓參拾五錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金六百四拾參圓七錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金九拾八圓七拾五錢
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金四拾八圓五拾參錢
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金ナシ
一 支出明細	
(一) 報 酬	金八拾七圓五拾錢
(二) 勞 務 者	金八拾七圓五拾錢
(三) 家 屋 費	金八拾七圓五拾錢
選舉事務所	金參拾五圓
集會々々場	金拾圓
(四) 通 信 費	金貳拾五圓
(五) 船 車 馬 費	金壹百九拾六圓六拾六錢
(六) 印 刷 費	金八拾壹圓七拾四錢
(七) 廣 告 費	金壹百八拾貳圓貳拾錢

- (六) 筆墨紙費 金參圓拾九錢
- (七) 廣告費 金ナシ
- (八) 休泊費 金拾參圓五拾錢
- (九) 飲食物費 金壹百五拾參圓五拾五錢
- (十) 雜費 金參拾七圓壹錢

計 金七百九拾圓參拾五錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 松田清松

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 田中秀次

一 支出總額 金六百七拾八圓五拾六錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金參拾六圓六拾參錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金六百參拾圓五錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金拾壹圓八拾八錢

一 支出明細

(一) 報務者

(二) 家屋費 金七拾五圓五拾五錢

金七拾五圓五拾五錢

金四拾貳圓九拾六錢

選舉事務所 集會々場

(三) 通信費 金八圓參拾八錢

(四) 船車馬費 金參拾四圓五拾八錢

(五) 印刷費 金參百貳拾四圓貳拾七錢

(六) 廣告費 金拾八圓壹錢

(七) 筆墨紙費 金百六拾七圓八拾五錢

(八) 休泊費 金貳圓

(九) 飲食物費 金拾壹圓八拾九錢

(十) 雜費 金ナシ

計 金六百七拾八圓五拾六錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 木村利太郎

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 瀧田喜隆

一 支出總額 金四百五拾貳圓九拾壹錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金四百五拾貳圓九拾壹錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

00008

一	支出明細	
(一)	報 酬	金參拾九圓八拾五錢
(二)	勞 務 者	金參拾九圓八拾五錢
(三)	家 屋 費	金拾圓
(四)	選舉事務所	金拾圓
(五)	集會々々場	金ナシ
(六)	通 信 費	金貳百參拾四圓貳拾錢
(七)	船 車 馬 費	金九圓八拾參錢
(八)	印 刷 費	金壹百參圓拾四錢
(九)	廣 告 費	金ナシ
(十)	筆 墨 紙 費	金九圓四錢
(十一)	休 泊 費	金ナシ
(十二)	飲 食 物 費	金參拾八圓七拾四錢
(十三)	雜 費	金八圓拾壹錢
計	金四百五拾貳圓九拾壹錢	
一	選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日
一	議員候補者ノ氏名	池 田 茂 郎
一	精算届出ヲ爲シタル選金事務長ノ氏名	池 田 茂 郎
一	支出總額	金參百參拾四圓四拾錢

00009

(一)	選舉事務長ノ支出シタル額	金參百參拾四圓四拾錢
(二)	選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三)	議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四)	立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金ナシ
一	支出明細	
(一)	報 酬	金拾參圓
(二)	勞 務 者	金拾參圓
(三)	家 屋 費	金五圓
(四)	選舉事務所	金五圓
(五)	集會々々場	金ナシ
(六)	通 信 費	金貳百參拾貳圓八拾七錢
(七)	船 車 馬 費	金壹圓五拾錢
(八)	印 刷 費	金六拾圓八拾錢
(九)	廣 告 費	金ナシ
(十)	筆 墨 紙 費	金拾八圓參拾七錢
(十一)	休 泊 費	金ナシ
(十二)	飲 食 物 費	金ナシ
(十三)	雜 費	金貳圓八拾六錢
計	金參百參拾四圓四拾錢	

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 鳥越 若二

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 鳥越 若二

一 支出總額

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金六百九拾圓七拾九錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金六百九拾圓七拾九錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

(一) 報 酬 金七拾參圓六拾錢

(二) 家 屋 費 金七拾參圓六拾錢

選舉事務所 金六拾九圓八拾參錢

集會々場 金ナシ

(三) 通 信 費 金六拾九圓八拾參錢

(四) 船 車 馬 費 金貳百五拾七圓參拾壹錢

(五) 印 刷 費 金貳拾參圓拾錢

(六) 廣 告 費 金壹百五拾壹圓參拾壹錢

金貳拾四圓五拾錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 田中 道夫

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 堀内 謙藏

一 支出總額

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金五百六拾八圓七拾七錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金五百五拾五圓九拾九錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲メ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

(一) 報 酬 金參拾參圓七拾錢

(二) 家 屋 費 金拾四圓

選舉事務所 金拾四圓

(七) 筆 墨 紙 費 金四拾七圓八拾四錢

(八) 休 泊 費 金ナシ

(九) 飲 食 物 費 金四拾圓參拾錢

(十) 雜 費 金參圓

計 金六百九拾圓七拾九錢

集會々場

- (三) 通 信 費 金ナシ
- (四) 船 車 馬 費 金參百四圓八拾參錢
- (五) 印 刷 費 金六圓貳拾貳錢
- (六) 廣 告 費 金壹百參拾九圓六拾壹錢
- (七) 筆 墨 紙 費 金拾圓
- (八) 休 泊 費 金貳圓拾六錢
- (九) 飲 食 物 費 金ナシ
- (十) 雜 費 金四拾圓貳拾五錢

計 金五百六拾八圓七拾七錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日 積 善

一 議員候補者ノ氏名 松 本 敬 治

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 矢 倉 敬 治

一 支出總額 金六百五拾參圓九錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金六百五拾貳圓四拾九錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金六拾錢

一 支出明細

(一) 報 務 者 酬 金壹百貳拾四圓七拾錢

(二) 家 屋 費 金壹百貳拾四圓七拾錢

(三) 通 信 費 金五拾貳圓五拾貳錢

(四) 船 車 馬 費 金拾四圓六拾錢

(五) 印 刷 費 金參拾七圓九拾貳拾錢

(六) 廣 告 費 金貳百七拾四圓拾四拾錢

(七) 筆 墨 紙 費 金四拾八圓貳拾六錢

(八) 休 泊 費 金九拾四圓參拾錢

(九) 飲 食 物 費 金四圓五拾錢

(十) 雜 費 金拾壹圓八拾七錢

計 金六百五拾參圓九錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日 尾 勇 夫

一 議員候補者ノ氏名 中 津 尾 勇 夫

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 谷 野 泰 次

一 支出總額 金八百八拾圓八拾貳錢

- (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金六百六拾八圓八拾四錢五厘
- (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金四拾六圓六拾七錢
- (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金壹百六拾五圓參拾錢五厘 金ナシ
- (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ
- 一支 出明細
 - (一) 報 酬 金七拾四圓八拾錢
 - (二) 勞 務 者 金七拾四圓八拾錢
 - (三) 家 屋 費 金四圓
 - (四) 選舉事務所 金四圓
 - (五) 集會々々場 金ナシ
 - (六) 通 信 費 金四百五拾參圓六拾貳錢
 - (七) 船 車 馬 費 金拾參圓五拾參錢
 - (八) 印 刷 費 金壹百八拾壹圓九拾七錢
 - (九) 廣 告 費 金貳拾圓六拾錢
 - (十) 筆 墨 紙 費 金拾六圓參錢
 - (十一) 休 泊 費 金貳拾六圓七拾錢
 - (十二) 飲 食 費 金八拾壹圓參拾錢
 - (十三) 雜 費 金八圓貳拾七錢

計 金八百八拾圓八拾八錢

- 一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十日
- 一 議員候補者ノ氏名 協 坂 貞 幹
- 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 吉 田 襄 三
- 一支 出 總 額 金六百七拾圓貳拾六錢
- (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金六百六拾貳圓九拾六錢
- (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ
- (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ
- (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金七圓參拾錢
- 一支 出 明 細
 - (一) 報 酬 金九拾壹圓五錢
 - (二) 勞 務 者 金九拾壹圓五錢
 - (三) 家 屋 費 金七拾貳圓七拾五錢
 - (四) 選舉事務所 金七拾貳圓七拾五錢
 - (五) 集會々々場 金拾圓
 - (六) 通 信 費 金六拾貳圓七拾五錢
 - (七) 船 車 馬 費 金壹百五拾八圓四拾九錢
 - (八) 印 刷 費 金七拾八圓貳拾七錢
 - (九) 廣 告 費 金壹百六拾七圓參拾五錢
 - (十) 廣 告 費 金ナシ

- (七) 筆墨紙費
- (八) 沐浴費
- (九) 飲食物費
- (十) 雜費

金拾圓拾九錢
 金貳圓
 金七拾九圓
 金拾壹圓拾六錢

計 金六百七拾圓貳拾六錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 津村 信行

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 魚谷 鐵藏

一 支出總額

鐵藏

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百九拾圓五拾八錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金七百九拾圓五拾八錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

金ナシ

(一) 報務酬者

金壹百圓四拾錢

(二) 家屋費者

金壹百圓四拾錢

選舉事務所
集會々場

金九拾四圓八拾壹錢
 金參拾圓
 金六拾四圓八拾壹錢

- (三) 通信費
- (四) 船車馬費
- (五) 印刷費
- (六) 廣告費
- (七) 筆墨紙費
- (八) 沐浴費
- (九) 飲食物費
- (十) 雜費

金壹百貳拾四圓拾四錢
 金貳拾六圓五拾錢
 金貳百六拾圓九拾錢
 金壹百八圓七拾壹錢
 金拾壹圓四拾九錢
 金ナシ
 金五拾貳圓五錢
 金拾壹圓五拾八錢

計 金七百九拾圓五拾八錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 松田 壽藏

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 萬井 源太郎

一 支出總額

源太郎

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金六百八拾七圓參拾八錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金六百八拾七圓參拾八錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

金ナシ

(一) 報 酬 金參拾七圓四拾錢

(二) 勞 務 者 金參拾七圓四拾錢

 選舉事務所 金八拾五圓參拾八錢

 集會々々場 金拾圓

(三) 通 信 費 金七拾五圓參拾八錢

(四) 船 車 馬 費 金壹百七拾七圓四拾壹錢

(五) 印 刷 費 金貳拾八圓六拾八錢

(六) 廣 告 費 金貳百九拾圓拾錢

(七) 筆 墨 紙 費 金ナシ

(八) 休 泊 費 金參圓貳拾錢

(九) 飲 食 費 金參拾貳圓九拾錢

(十) 雜 費 金參拾貳圓參拾錢

計 金六百八拾七圓參拾八錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 小 濱 岩 雄

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 小 濱 岩 雄

一 支 出 總 額 金七百七圓六拾貳錢五厘

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百七圓六拾貳錢五厘

(二) 選 舉 事 務 長 ノ 承 諾 ヲ 爲 テ 支 出 シ タ ル 額 金九拾九圓八拾錢

(三) 議 員 候 補 者 選 舉 事 務 長 又 ハ 選 舉 委 員 ニ 非 サ ル 者 ノ 支 出 シ タ ル 額 金ナシ

(四) 立 候 補 準 備 ノ 爲 ニ 支 出 シ タ ル 額 金ナシ

一 支 出 明 細

(一) 報 酬 金八拾五圓九拾五錢

(二) 勞 務 者 金八拾五圓九拾五錢

 家 屋 費 金四拾九圓七拾壹錢

 選 舉 事 務 所 金七圓七拾八錢

 集 會 々 々 場 金四拾壹圓九拾參錢

(三) 通 信 費 金參百參拾八圓參拾五錢五厘

(四) 船 車 馬 費 金四拾五圓拾八錢

(五) 印 刷 費 金壹百參拾七圓八拾四錢

(六) 廣 告 費 金八圓六拾錢

(七) 筆 墨 紙 費 金五圓拾七錢

(八) 休 泊 費 金拾九圓五拾錢

(九) 飲 食 費 金拾圓八拾壹錢

(十) 雜 費 金六圓五拾壹錢

計 金七百七圓六拾貳錢五厘

一 選 舉 ノ 期 日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名	木	下	乙	二
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	木	下	乙	二
一支出總額				
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額				金六百四拾貳圓五拾壹錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額				金六百四拾貳圓五拾壹錢
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額				金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額				金ナシ
一支出明細				
(一) 報 酬				金七拾九圓
(二) 家 屋 費				金七拾九圓
選舉事務所				金四拾圓拾貳錢
集會々々場				金拾壹圓五拾錢
(三) 通 信 費				金貳拾八圓六拾貳錢
(四) 船 車 馬 費				金貳百四拾參圓八拾八錢
(五) 印 刷 費				金拾壹圓八拾五錢
(六) 廣 告 費				金四拾六圓八拾錢
(七) 筆 墨 紙 費				金四拾四圓參拾八錢
				金拾壹圓四拾錢

(八) 休 泊 費				金參拾壹圓九拾錢
(九) 飲 食 物 費				金七拾圓五拾錢
(十) 雜 費				金七圓四拾錢
計				金貳百拾貳圓參拾八錢
一 選舉ノ期日				昭和十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	景	山	圭	一
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	加	藤	文	治
一支出總額				
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額				金六百九拾貳圓五拾參錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額				金六百九拾貳圓五拾參錢
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額				金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額				金ナシ
一支出明細				
(一) 報 酬				金四拾參圓四拾錢
勞 務 者				金四拾參圓四拾錢
家 屋 費				金貳拾五圓五拾錢
選舉事務所				金五圓
集會々々場				金貳拾圓五拾錢

(三) 通 信 費	金 參 百 拾 貳 圓 八 拾 六 錢
(四) 船 車 馬 費	金 七 拾 參 圓 拾 錢
(五) 印 刷 費	金 壹 百 圓 貳 拾 錢
(六) 廣 告 費	金 六 拾 八 圓 五 拾 錢
(七) 筆 墨 紙 費	金 拾 壹 圓 拾 五 錢
(八) 休 泊 費	金 參 圓
(九) 飲 食 物 費	金 五 拾 圓
(十) 雜 費	金 四 圓 八 拾 貳 錢
計	金 六 百 九 拾 貳 圓 五 拾 參 錢
一 選 舉 ノ 期 日	昭 和 十 四 年 九 月 二 十 一 日
一 議 員 候 補 者 ノ 氏 名	桑 本 源 造
一 精 算 届 出 ヲ 爲 シ タ ル 選 舉 事 務 長 ノ 氏 名	林 原 幹
一 支 出 總 額	金 參 拾 參 圓 七 拾 參 錢
(一) 選 舉 事 務 長 ノ 支 出 シ タ ル 額	金 八 圓 五 錢
(二) 選 舉 事 務 長 ノ 承 諾 ヲ 得 テ 支 出 シ タ ル 額	金 ナ シ
(三) 議 員 候 補 者 選 舉 事 務 長 又 ハ 選 舉 委 員 ニ 非 サ ル 者 ノ 支 出 シ タ ル 額	金 ナ シ
(四) 立 候 補 準 備 ノ 爲 ニ 支 出 シ タ ル 額	金 貳 拾 五 圓 六 拾 八 錢
一 支 出 明 細	

(一) 報 酬	金 貳 圓
(二) 家 屋 費	金 貳 圓
(三) 選 舉 事 務 所 集 會 々 場	金 壹 圓
(四) 通 信 費	金 ナ シ
(五) 船 車 馬 費	金 ナ シ
(六) 印 刷 費	金 ナ シ
(七) 廣 告 費	金 ナ シ
(八) 筆 墨 紙 費	金 壹 圓 四 拾 五 錢
(九) 休 泊 費	金 ナ シ
(十) 飲 食 物 費	金 貳 圓 六 拾 錢
(十一) 雜 費	金 壹 圓
計	金 八 圓 五 錢
一 選 舉 ノ 期 日	昭 和 十 四 年 九 月 二 十 一 日
一 議 員 候 補 者 ノ 氏 名	田 內 國 太 郎
一 精 算 届 出 ヲ 爲 シ タ ル 選 舉 事 務 長 ノ 氏 名	佐 伯 熊 藏
一 支 出 總 額	金 五 百 貳 拾 五 圓 七 拾 錢
(一) 選 舉 事 務 長 ノ 支 出 シ タ ル 額	金 參 百 四 拾 壹 圓 七 拾 八 錢

(一)	選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金壹百七拾參圓九拾貳錢
(二)	議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四)	立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金拾圓
一	支出明細	
(一)	報 酬	金六拾四圓
(二)	勞 務 者	金六拾四圓
(三)	家 屋 費	金參拾圓
	選舉事務所	金拾貳圓
	集會々々場	金拾八圓
(三)	通 信 費	金壹百七拾五圓五拾八錢
(四)	船 車 馬 費	金四拾壹圓五拾四錢
(五)	印 刷 費	金壹百參拾五圓
(六)	廣 告 費	金ナシ
(七)	筆 墨 紙 費	金四圓九拾五錢
(八)	休 泊 費	金ナシ
(九)	飲 食 物 費	金五拾六圓參拾貳錢
(十)	雜 費	金八圓參拾壹錢
計	金五百拾五圓七拾錢	
一	選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日

一	議員候補者ノ氏名	梅 津 善 壽
一	精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	三 木 太 郎
一	支 出 總 額	金四百八拾參圓貳拾八錢
(一)	選舉事務長ノ支出シタル額	金四百四拾七圓六拾四錢
(二)	選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金參拾五圓六拾四錢
(三)	議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四)	立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金ナシ
一	支 出 明 細	
(一)	報 酬	金七拾四圓七拾五錢
(二)	勞 務 者	金七拾四圓七拾五錢
(三)	家 屋 費	金貳拾壹圓七拾六錢
	選舉事務所	金七圓參拾錢
	集會々々場	金拾四圓四拾六錢
(三)	通 信 費	金貳百五拾六圓四拾五錢
(四)	船 車 馬 費	金拾四圓八拾八錢
(五)	印 刷 費	金七圓八拾錢
(六)	廣 告 費	金貳拾四圓四拾六錢
(七)	筆 墨 紙 費	金拾貳圓五拾壹錢

(八) 休泊費 金拾參圓貳拾錢
 (九) 飲食物費 金五拾圓九拾八錢
 (十) 雜費 金六圓四拾九錢

計 金四百八拾參圓貳拾八錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日
 一 議員候補者ノ氏名 寺谷純一
 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 中島一三

一 支出總額

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金五百六圓五拾九錢
 (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金五百六圓五拾九錢
 (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ
 (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

(一) 報酬 金四拾六圓五拾錢
 金四拾六圓五拾錢
 金九圓
 金七圓
 金貳圓

(二) 家屋費 選舉事務所 金七圓
 集會々場 金貳圓

(三) 通信費 金百參拾五圓
 (四) 船車馬費 金六拾貳圓四拾錢
 (五) 印刷費 金百四拾貳圓七拾五錢
 (六) 廣告費 金壹圓八拾錢
 (七) 筆墨紙費 金壹圓六拾六錢
 (八) 休泊費 金ナシ
 (九) 飲食物費 金七拾六圓五拾五錢
 (十) 雜費 金參拾圓九拾參錢

計 金五百六圓五拾九錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日
 一 議員候補者ノ氏名 伊藤藤繁
 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 中原貞次

一 支出總額

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金八百五拾九圓九拾壹錢
 (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金六百八拾七圓四拾六錢
 (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金壹百貳圓拾參錢
 (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金壹圓參拾錢

(一) 報 勞 務 者 酬	金八拾圓貳拾五錢
(二) 家 屋 費	金八拾圓貳拾五錢
選舉事務所	金四圓七拾錢
集會々々場	金貳圓七拾錢
(三) 通 信 費	金貳圓
(四) 船 車 馬 費	金參百四拾四圓四拾七錢
(五) 印 刷 費	金壹百拾五圓四錢
(六) 廣 告 費	金壹百參拾四圓貳拾七錢
(七) 筆 墨 紙 費	金ナシ
(八) 休 泊 費	金六拾圓五拾五錢
(九) 飲 食 物 費	金貳拾貳圓八拾錢
(十) 雜 費	金參拾九圓參錢
計	金五百八拾八圓八拾錢
一 選舉ノ期日	昭十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	門 田 定 藏
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	生 田 才 藏
一 支出總額	金七百七拾貳圓七拾六錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金七百四拾四圓五拾貳錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金貳拾五圓七拾八錢
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金貳圓四拾六錢
一 支出明細	
(一) 報 勞 務 者 酬	金壹百拾五圓貳拾錢
(二) 家 屋 費	金壹百拾五圓貳拾錢
選舉事務所	金六拾壹圓六錢
集會々々場	金貳拾九圓
(三) 通 信 費	金參拾貳圓六錢
(四) 船 車 馬 費	金貳百四拾六圓六拾貳錢
(五) 印 刷 費	金貳拾九圓九拾六錢
(六) 廣 告 費	金壹百拾參圓六拾貳錢
(七) 筆 墨 紙 費	金四拾參圓貳拾五錢
(八) 休 泊 費	金八拾八錢
(九) 飲 食 物 費	金拾六圓拾錢
(十) 雜 費	金壹百參拾壹圓六拾錢
計	金七百七拾貳圓七拾六錢
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 小 椋 重 朗
 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 榎 田 幸 太

一支出總額
 (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金參百六拾參圓八拾錢
 (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ
 (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ
 (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一支出明細
 (一) 報 酬
 金參拾七圓四拾五錢
 金參拾七圓四拾五錢
 金參圓拾壹錢五厘
 金參圓

(二) 家 屋 費
 選舉事務所
 集會々々場
 金拾壹錢五厘
 金百貳拾貳圓八拾壹錢
 金壹圓參拾錢
 金百四拾四圓七拾錢
 金拾四圓九拾錢
 金四圓拾九錢

(三) 通 信 費
 金拾壹錢五厘

(四) 船 車 馬 費
 金壹圓參拾錢

(五) 印 刷 費
 金百四拾四圓七拾錢

(六) 廣 告 費
 金拾四圓九拾錢

(七) 筆 墨 紙 費
 金四圓拾九錢

(八) 休 泊 費 金壹圓
 (九) 飲 食 物 費 金參拾壹圓貳拾六錢
 (十) 雜 費 金參圓七錢五厘

計 金參百六拾參圓八拾錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 佐 伯 忠 義
 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 野 口 秀 次 郎

一支出總額
 (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百五拾貳圓參拾九錢
 (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金七百五拾貳圓參拾九錢
 (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ
 (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一支出明細
 (一) 報 酬
 金參拾參圓四拾五錢
 金參拾參圓四拾五錢
 金六拾六圓
 金參圓
 金六拾參圓

(二) 家 屋 費
 選舉事務所
 集會々々場
 金六拾參圓

- (三) 通 信 費 金貳百六拾六圓六拾錢
- (四) 船 車 馬 費 金百拾七圓參拾七錢
- (五) 印 刷 費 金壹百參拾九圓七拾五錢
- (六) 廣 告 費 金六拾五圓五拾錢
- (七) 筆 墨 紙 費 金七圓貳錢
- (八) 休 泊 費 金八圓
- (九) 飲 食 物 費 金參拾圓四拾錢
- (十) 雜 費 金拾八圓參拾錢

計 金七百五拾貳圓參拾九錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 青 木 寬

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 松 井 長 四 郎

一 支出總額 金七百八拾六圓四拾九錢五厘

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百四拾九圓貳拾四錢五厘

(二) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金八圓

(三) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金參圓貳拾五錢

(四) 出 明 細 金貳拾六圓

一 支 出 明 細

- (一) 報 酬 金百參拾參圓
- (二) 家 屋 務 者 金百參拾參圓
- (三) 選 舉 事 務 所 金四拾壹圓
- (四) 集 會 々 場 金參圓
- (五) 通 信 費 金參拾八圓
- (六) 船 車 馬 費 金參百七拾貳圓七拾八錢五厘
- (七) 印 刷 費 金拾八圓八拾五錢
- (八) 廣 告 費 金七拾六圓拾五錢
- (九) 筆 墨 紙 費 金ナシ
- (十) 休 泊 費 金七拾四圓八拾五錢
- (十一) 飲 食 物 費 金八圓七拾錢
- (十二) 雜 費 金四拾圓貳拾錢
- (十三) 計 金貳拾圓九拾六錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 遠 藤 光 德

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 傘 井 清 太 郎

一 支出總額 金六百四拾七圓六拾四錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金六百四拾七圓六拾四錢

- (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ
- (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ
- (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

- (一) 報 酬 金七拾六圓八拾錢
- (二) 勞 務 者 金七拾貳圓八拾錢
- (三) 家 屋 費 金六拾七圓拾錢
- (四) 選舉事務所 金五圓五拾錢
- (五) 集會々々場 金六拾壹圓六拾錢
- (六) 通 信 費 金壹百參拾五圓參拾四錢
- (七) 船 車 馬 費 金四拾九圓七拾錢
- (八) 印 刷 費 金貳百六拾五圓參拾貳錢
- (九) 廣 告 費 金ナシ
- (十) 筆 墨 紙 費 金五圓參拾貳錢
- (十一) 休 泊 費 金ナシ
- (十二) 飲 食 物 費 金參拾圓拾錢
- (十三) 雜 費 金貳拾壹圓九拾六錢

一 選舉ノ期日

昭十四年九月二十日

計 金六百四拾七圓六拾四錢

- 一 議員候補者ノ氏名 近 利 勝
- 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 牧 田 猪 藏

一 支出總額

- (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百九拾貳圓參拾貳錢
- (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金七百參拾八圓貳拾八錢
- (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金參拾五圓四錢
- (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一 支出明細

- (一) 報 酬 金七拾六圓拾五錢
- (二) 勞 務 者 金七拾六圓拾五錢
- (三) 家 屋 費 金貳拾五圓五錢
- (四) 選舉事務所 金拾圓五拾九錢
- (五) 集會々々場 金拾四圓九金壹錢五厘
- (六) 通 信 費 金參百四圓拾五錢
- (七) 船 車 馬 費 金參拾五圓八拾壹錢
- (八) 印 刷 費 金貳百七拾六圓參拾參錢
- (九) 廣 告 費 金拾四圓七拾錢
- (十) 筆 墨 紙 費 金九圓參拾錢

(八) 休泊費	金拾五圓
(九) 飲食物費	金貳拾九圓參拾五錢
(十) 雜費	金六圓貳錢五厘
計	金七百九拾貳圓參拾貳錢
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	土谷 榮一
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	梅林 一郎
一 支出總額	金拾壹圓貳拾八錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金拾圓五拾八錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金七拾錢
一 支出明細	
(一) 報務者	金ナシ
(二) 家屋費	金ナシ
選舉事務所	金壹圓五拾錢
集會々場	金壹圓五拾錢
	金ナシ

(三) 通信費	金參拾貳錢
(四) 船車馬費	金ナシ
(五) 印刷費	金ナシ
(六) 廣告費	金ナシ
(七) 筆墨紙費	金八圓七拾錢
(八) 休泊費	金ナシ
(九) 飲食物費	金ナシ
(十) 雜費	金七拾六錢
計	金拾壹圓貳拾八錢
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	宮野 正一
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	稻村 壽美
一 支出總額	金四百貳拾四圓貳錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金貳百七拾五圓五拾參錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	壹百四拾參圓四拾九錢
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル金額	金五圓
一 支出明細	

- (一) 報 酬 金拾八圓七拾錢
- (二) 勞 務 者 金拾八圓七拾錢
- (三) 家 屋 費 金五圓
- (四) 選舉事務所 金五圓
- (五) 集會々々場 金ナシ
- (六) 通 信 費 金壹百六拾五圓八拾四錢
- (七) 船 車 馬 費 金ナシ
- (八) 印 刷 費 金貳百拾八圓五拾錢
- (九) 廣 告 費 金ナシ
- (十) 筆 墨 紙 費 金參拾錢
- (十一) 休 泊 費 金ナシ
- (十二) 飲 食 物 費 金拾四圓參拾錢
- (十三) 雜 費 金壹圓參拾八錢
- 計 金 四 百 貳 拾 四 圓 貳 錢
- 一 選 舉 ノ 期 日 昭 和 十 四 年 九 月 二 十 一 日
- 一 議 員 候 補 者 ノ 氏 名 衣 笠 直 市
- 一 精 算 届 出 ヲ 爲 シ タ ル 選 舉 事 務 長 ノ 氏 名 岩 吉
- 一 支 出 總 額 金 六 百 貳 拾 參 圓 四 拾 六 錢
- (一) 選 舉 事 務 長 ノ 支 出 シ タ ル 額 金 五 百 九 拾 壹 圓 拾 六 錢

- (一) 報 酬 金 六 拾 六 圓
- (二) 勞 務 者 六 拾 六 圓
- (三) 家 屋 費 金 貳 拾 七 圓 壹 錢
- (四) 選舉事務所 金 四 圓 八 拾 六 錢
- (五) 集會々々場 金 貳 拾 貳 圓 拾 五 錢
- (六) 通 信 費 金 貳 百 七 拾 圓 七 拾 六 錢
- (七) 船 車 馬 費 金 拾 七 圓 四 拾 五 錢
- (八) 印 刷 費 金 壹 百 貳 圓 貳 拾 錢
- (九) 廣 告 費 金 拾 九 圓 參 拾 錢
- (十) 筆 墨 紙 費 金 參 拾 四 圓 七 拾 四 錢
- (十一) 休 泊 費 金 參 圓
- (十二) 飲 食 物 費 金 八 拾 貳 圓
- (十三) 雜 費 金 壹 圓
- 計 金 六 百 貳 拾 參 圓 四 錢 六 錢
- 一 選 舉 ノ 期 日 昭 和 十 四 年 九 月 二 十 一 日
- (一) 選 舉 事 務 長 ノ 承 諾 ヲ 爲 シ タ ル 支 出 シ タ ル 額 金 參 拾 圓 八 拾 七 錢
- (二) 議 員 候 補 者 選 舉 事 務 長 又 ハ 選 舉 委 員 ニ 非 サ ル 者 ノ 支 出 シ タ ル 額 金 ナシ
- (三) 立 候 補 準 備 ノ 爲 ニ 支 出 シ タ ル 額 金 壹 圓 四 拾 參 錢
- 一 支 出 明 細

一 議員候補者ノ氏名	野坂寛治
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	米谷常三郎
一支出總額	金七百五拾貳圓九拾參錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金六百八拾壹圓八拾錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金七拾壹圓拾參錢
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金ナシ
一支出明細	
(一) 報勞務者酬	金參拾參圓五拾錢
(二) 家屋費	金參拾參圓五拾錢
(三) 選舉事務所集會々場	金七拾五圓九拾七錢
(四) 通信費	金五圓
(五) 船車馬費	金七拾圓九拾七錢
(六) 印刷費	金貳百四拾圓五拾七錢
(七) 廣告費	金六拾八圓拾參錢
(八) 筆墨紙費	金壹百參拾八圓七拾貳錢
(九) 金拾貳圓	金拾貳圓
(十) 金參圓六拾錢	金參圓六拾錢

一 議員候補者ノ氏名	織田
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	織田
一支出總額	收 金六百貳拾壹圓參拾貳錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金五百八拾五圓六拾貳錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金參拾五圓七拾錢
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金ナシ
一支出明細	
(一) 報勞務者酬	金四拾九圓
(二) 家屋費	金四拾九圓
(三) 選舉事務所集會々場	金六拾四圓四拾七錢
(四) 金參圓	金參圓
(五) 金六拾壹圓四拾七錢	金六拾壹圓四拾七錢
(六) 金五拾五圓七拾錢	金五拾五圓七拾錢
(七) 金壹百五圓九拾錢	金壹百五圓九拾錢
(八) 金拾八圓八拾四錢	金拾八圓八拾四錢
(九) 計	金七百五拾貳圓九拾參錢
(十) 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日

(三) 通 信 費	金貳百拾參圓六拾八錢
(四) 船 車 馬 費	金拾九圓五拾五錢
(五) 印 刷 費	金百七拾五圓參拾八錢
(六) 廣 告 費	金六拾四圓
(七) 筆 墨 紙 費	金參圓拾壹錢
(八) 休 泊 費	金ナシ
(九) 飲 食 物 費	金拾八圓四拾五錢
(十) 雜 費	金拾參圓六拾八錢
計	金六百貳拾壹圓參拾貳錢
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	岡 垣 傳 重
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	石 谷 忠
一 支出總額	金六百五拾參圓七拾八錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金六百五拾參圓七拾八錢
(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額	金ナシ
(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額	金ナシ
(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額	金ナシ
一 支出明細	

(一) 報 務 者 酬 勞	金五拾貳圓五拾錢
(二) 家 屋 費	金五拾貳圓五拾錢
一 選舉事務所 集會々場	金七圓四拾錢
(三) 通 信 費	金四拾四圓
(四) 船 車 馬 費	金貳百五拾圓拾四錢
(五) 印 刷 費	金貳拾六圓四拾錢
(六) 廣 告 費	金百八拾壹圓五拾五錢
(七) 筆 墨 紙 費	金貳拾壹圓五拾錢
(八) 休 泊 費	金貳圓六拾壹錢
(九) 飲 食 物 費	金ナシ
(十) 雜 費	金四拾九圓四拾五錢
計	金六百五拾參圓七拾八錢
一 選舉ノ期日	昭和十四年九月二十一日
一 議員候補者ノ氏名	安 東 哲 次 郎
一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	高 木 誠 哉
一 支出總額	金六百六拾壹圓貳拾六錢
(一) 選舉事務長ノ支出シタル額	金五百八拾五圓六拾錢

- (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金拾五圓七拾四錢
- (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金五拾八圓八拾錢
- (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金壹圓拾貳錢

- (一) 報 酬
 - 勞 務 者 金壹百八圓六拾錢
 - 家 屋 費 金壹百八圓六拾錢
 - 選舉事務所 金貳拾貳圓六拾六錢
 - 集會々々場 金五圓

- (三) 通 信 費 金拾七圓六拾六錢
- (四) 船 車 馬 費 金壹百六拾六圓七拾四錢
- (五) 印 刷 費 金九拾八圓八拾貳錢
- (六) 廣 告 費 金貳百四圓八錢
- (七) 筆 墨 紙 費 金拾圓
- (八) 休 泊 費 金六圓八拾壹錢
- (九) 飲 食 物 費 金壹圓五拾錢
- (十) 雜 費 金參拾七圓八拾錢

計 金六百六拾壹圓貳拾六錢
 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十日

一 議員候補者ノ氏名 田 邊 健 太 郎
 一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 安 田 勝 太 郎

- 一 支 出 總 額
 - (一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金七百九拾貳圓貳拾壹錢
 - (二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金六百八拾貳圓貳拾貳錢五厘
 - (三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金壹百四圓四拾八錢五厘
 - (四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金五圓五拾錢

- (一) 報 酬
 - 勞 務 者 金壹百七圓
 - 家 屋 費 金壹百七圓
 - 選舉事務所 金貳拾九圓貳拾五錢
 - 集會々々場 金四圓七拾錢
- (三) 通 信 費 金貳拾四圓五拾五錢
- (四) 船 車 馬 費 金參百六拾八圓六錢
- (五) 印 刷 費 金四拾壹圓拾八錢五厘
- (六) 廣 告 費 金八拾七圓七拾錢
- (七) 筆 墨 紙 費 金貳拾八圓七拾壹錢

(八) 休泊費 金四拾參圓貳拾六錢
 (九) 飲食物費 金六拾貳圓五拾參錢五厘
 (十) 雜費 金參圓九拾五錢

計 金七百九拾貳圓貳拾壹錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 中 村 辰 雄

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 梅 原 竹 久

一支出總額 金七百七拾參圓五拾參錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金ナシ

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金七百六拾九圓五拾參錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金四圓

一支出明細

(一) 報 酬 金百參圓四拾錢

(二) 勞 務 者 金百參圓四拾錢

(三) 家 屋 費 金貳拾貳圓

選舉事務所 金拾五圓

集會々場 金七圓

(三) 通 信 費 金參百拾五圓四拾壹錢
 (四) 船 車 馬 費 金六拾圓九拾四錢
 (五) 印 刷 費 金百七拾圓八錢
 (六) 廣 告 費 金貳拾貳圓五拾貳錢
 (七) 筆 墨 紙 費 金九圓六拾錢
 (八) 休 泊 費 金ナシ
 (九) 飲 食 物 費 金六拾六圓貳拾錢
 (十) 雜 費 金參圓貳拾八錢

計 金七百七拾參圓五拾參錢

一 選舉ノ期日 昭和十四年九月二十一日

一 議員候補者ノ氏名 山 根 繁 己

一 精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名 橫 野 憲 治

一支出總額 金九百參拾四圓五拾九錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金參百參拾六圓四拾錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金五百九拾八圓拾九錢

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金ナシ

一支出明細

(一)	報 酬				金百八拾五圓七拾參錢
(二)	家 屋 務 者				金百八拾五圓七拾參錢
	選舉事務所				金拾五圓六拾錢
	集會々々場				金九圓六拾錢
(三)	通 信 費				金六圓
(四)	船 車 馬 費				金參百參拾貳圓七拾八錢
(五)	印 刷 費				金九拾貳圓貳拾七錢
(六)	廣 告 費				金百七拾貳圓九拾貳錢
(七)	筆 墨 紙 費				金ナシ
(八)	休 泊 費				金五拾圓九拾六錢
(九)	飲 食 物 費				金ナシ
(十)	雜 費				金五拾壹圓九拾五錢
	計	金九百參拾四圓五拾九錢			金參拾貳圓參拾八錢
一	選舉ノ期日	昭	和十四年九月二十一日		
一	議員候補者ノ氏名	井	田	實	治
一	精算届出ヲ爲シタル者	井	田	實	治
一	支出總額				金ナシ
(一)	選舉事務長ノ支出シタル額				金ナシ

(二)	選舉事務長ノ承諾ヲ爲テ支出シタル額				金ナシ
(三)	議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額				金ナシ
(四)	立候補準備ノ爲ニ支出シタル額				金ナシ
一	支出明細				
(一)	報 酬				金ナシ
(二)	家 屋 務 者				金ナシ
	選舉事務所				金ナシ
	集會々々場				金ナシ
(三)	通 信 費				金ナシ
(四)	船 車 馬 費				金ナシ
(五)	印 刷 費				金ナシ
(六)	廣 告 費				金ナシ
(七)	筆 墨 紙 費				金ナシ
(八)	休 泊 費				金ナシ
(九)	飲 食 物 費				金ナシ
(十)	雜 費				金ナシ
計	金ナシ				金ナシ
一	選舉ノ期日	昭	和十四年九月二十一日		
一	議員候補者ノ氏名	末	次	忠	太郎
一	精算届出ヲ爲シタル選舉事務長ノ氏名	末	次	忠	太郎

一 支出總額 太一郎 金拾五圓參拾錢

(一) 選舉事務長ノ支出シタル額 金拾壹圓拾錢

(二) 選舉事務長ノ承諾ヲ得テ支出シタル額 金ナシ

(三) 議員候補者選舉事務長又ハ選舉委員ニ非サル者ノ支出シタル額 金ナシ

(四) 立候補準備ノ爲ニ支出シタル額 金四圓貳拾錢

一 支出明細 (一) 報勞務酬者 金五圓貳拾錢

(二) 家屋事務費 金壹圓

(三) 選舉事務所集會々々場 金壹圓

(四) 通車馬費 金壹圓五拾錢

(五) 印刷費 金ナシ

(六) 廣告費 金四圓貳拾錢

(七) 筆墨紙費 金六拾錢

(八) 休泊費 金拾錢

(九) 飲食費 金ナシ

(十) 雜費 金貳圓七拾錢

彙報

官等敘位敘勳

陸敘高等官四等 (九月三十日付) 地方事務官 從六位勳六等 音田宗一

陸シテ高等官四等ヲ以テ待遇セララル 公立實業學校長(倉農) 從六位 小野正男

公立高等女學校教諭(倉女) 正七位 近藤善勳

公立高等女學校教諭(倉女) 正七位 永島善道

公立高等女學校教諭(倉女) 正七位 澤住辰藏

公立實業學校教諭(日農) 正七位 齋江義一

公立實業學校教諭(日農) 正七位 金明建一郎

公立中學校教諭(倉中) 從七位 安藤重良

青年學校教員養成所教諭 正八位 黒川顯憲

鳥取縣公立小學校長(東伯、中北條) 從七位勳七等 伊藤實

鳥取縣公立小學校長(鳥取、富桑) 從七位勳八等 井上和嘉雄

鳥取縣公立小學校長(八頭、丹比) 從七位勳八等 井上和嘉雄

- 鳥取縣公立小學校長(岩美、浦富) 從七位勳八等 白井宗
- 鳥取縣公立小學校長(日野、八郷) 從七位勳八等 仲野尚平
- 鳥取縣公立小學校長(東伯、由良) 從七位勳八等 谷野儀太
- 鳥取縣公立小學校長(西伯、逢坂) 從七位勳八等 佐伯是信
- (以上十月二日付)
- 鳥取縣書記官 正五位勳六等 清水谷徹
- 公立高等女學校長(根女) 從五位勳六等 松下政藏
- 地方警視 從七位勳八等 大江岩次郎
- 敘勳七等授瑞寶章 (以上九月二十三日付)
- 敘勳五等授瑞寶章
- 陸シテ高等官六等ヲ以テ待遇セララル

通牒

受商秘第三十六號

昭和十四年九月二十九日

市町村長殿

經濟部 警察部 部長

物價等統制ノ應急措置ニ關スル件

戰時體制下ニ於ケル我が國ノ經濟事情ニ即應スル目的ヲ以テ物價等統制ノ應急措置ヲ講ゼラルノコト、相成候處右ニ關シ急據必要有之候條貸貨料、賃金、加工賃、運送賃、保管料等ニ關シ左記各項留意ノ上貴部内關係業者ニ對シ洩レナク、本年九月十八日現在ノ額(家賃及地代ニ在リテハ昭和十三年八月四日現在)ニツキ別記様式ニ依ル報告書ヲ來ル十月十日迄ニ必ず提出セシムル様達示相成ルト共ニ之ガ報告ニ關シ迅速且正確ヲ期スル様可然手配相成度此段及通牒候

- 一 報告書様式ハ別紙様式ニ依リ市町村長ニ於テ指示スルコト
- 二 賃金ノ内工場關係ハ別途調査スルヲ以テ除外スルコト
- 三 運送賃ノ内國有鐵道所屬ノ運送店ニ於ケル運賃及トラック、ハイヤー等自動車營業ヲナスモノ、運賃ハ除外スルコト
- 四 商工業者及農林水產業者ノ構成スル團體(法的團體タルト否トニ拘ラズ)ニシテ本調査ニ該當

00054

スル行為ヲ營ムモノハ總ベテ包含ス
五 報告書記載事項中價格決定ノ根據ヲナス事項ハ詳細記載セシムルコト
六 報告書ハ三通作製セシメ内二通ヲ提出セシムルコト
七 報告書作製ニ當リテハ町總代、區長等ヲ動員シ協力セシムルコト
(別紙様式省略)
◆受時第三百二十六號
昭和十四年十月三日

市 町 村 長 殿
總 務 部 長

宗教團體ノ國民精神總動員新展開ノ基方針ニ關スル件

九月七、八、兩日ニ亘リ文部省ニ於テ宗教團體代表者ノ會同ヲ求メ國民精神總動員ニ關スル會議ヲ開催シ「宗教團體ニ於ケル國民精神總動員ノ今後ノ強化進展方策如何」ヲ諮問相成候
處別紙ノ通告申有之タル趣ニ付テハ右趣旨ヲ御諒承ノ上特別ノ御配慮相成度依命此段及通牒候
(別紙答申書省略)
◆受商第四百七十七十八號
昭和十四年十月三日

市 町 村 長 殿
經 濟 部 長
商工會(會議所)會頭 殿

00055

綿糸ノ種類及最高價格ニ關スル件
昭和十三年商工省告示第四百十二號綿糸販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依ル綿糸ノ種類及最高價格ニ關スル件ハ昭和十四年八月十六日付商工省告示第九十六號(昭和十四年八月十六日官報掲載)ヲ以テ改正相成候處之ガ改正ノ趣旨ハ左記ノ通りニ有之候條了承ノ上關係業者ニ對シ周知方可然取計相成度此段及通牒候

- 一 第一ノ綿糸ノ種類中ヨリ除外セラレタル綿糸ノ整理ヲ爲シタルコト
即チ特掲セラレタル除外綿糸中純綿糸ハ六十九種國用綿糸ハ二十種ナリシヲ夫々三十八種及七種ニ減シタルコト
 - 二 特殊ノモノヲ除キ綿糸ノ製造ハ一社ニツキ一品種一銘柄ニ限ルコトトナシ各格付表ノ整理ヲ爲シタル結果純綿糸ハ四〇一銘柄ヲ三六〇銘柄ニ國用綿糸ハ三二一銘柄ヲ三一〇銘柄ニセルコト
 - 三 從來最高價格ノ適用ナカリシ中間販賣價格ニ付テモ新ニ之ヲ適用スルコトト爲シタルコト
- ◆受商第五千四百二號
昭和十四年十月三日

市 町 村 長 殿
經 濟 部 長

臨時輸出入許可規則別表甲號改正ニ關スル件

昭和十二年商工省令第二十三號臨時輸出入許可規則別表甲號ハ一部改正ノ上昭和十四年九月二十日公布同年九月二十五日ヨリ施行相成候處右ノ内古着類(輸入稅番三四三綿二ノ内故ノ布帛製品及三

00056

六〇ノ二ノ内故ノ衣類同附屬品及其ノ他部分品)ノ輸出ニ付テハ差當リ左記ニ依リ取扱相成候條貴地區内關係業者ニ周知方可然御取計相成度此段及通牒候

一 古着類ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ現品ニ付日本纖維屑物輸出組合(神戸市葺合區磯上通三丁目三三)ノ検査ヲ受ケ古着トシテノ使用價值アルモノニ限リ證明書ヲ發給セシムルコト

二 輸出許可ヲ申請セントスルトキハ右證明書ヲ提出スルコト、シ右證明書無キモノハ許可セザルコト

◆受商第四千六百八十九號

昭和十四年十月三日

經濟部 長

市 町 村 長
商工會(會議所)會頭 殿

毛糸販賣價格取締規則施行ニ關スル件

今般毛糸販賣價格取締規則及同規則第一條第二項ノ規定ニ依ル毛糸ノ種類及最高價格ニ關スル告示中一部改正ノ上昭和十四年八月十二日附ヲ以テ公布同年八月二十日ヨリ施行セラル、コト、相成候處右ハ梳毛糸ノ價格ヲ全面的ニ引下グルト共ニ販賣業者間ノ販賣價格ヲモ規正セントスル爲ナルヲ以テ貴部内關係業者ニ對シ充分改正ノ趣旨ヲ理解セシムル様可然取計相成度此段及通牒候

◆受商第四千九百三十八號

昭和十四年十月五日

經濟部

市 町 村 長
商工會 會議所 會頭 殿
商 工 會 頭

人造絹糸ノ種類及最高價格ニ關スル件

昭和十三年商工省告示第九十九號人造絹糸販賣價格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依ル人造絹糸ノ種類及最高價格ニ關スル件ハ昭和十四年八月二十九日附商工省告示第二百十三號(昭和十四年八月二十九日官報掲載)ヲ以テ改正相成候處之ガ改正ノ要旨ハ左記之通ニ有之候條了承ノ上關係業者ニ對シ周知方可然取計相成度此段及通牒候

一 從來特殊人造絹糸ハ物品販賣價格取締規則ニ依リ昭和十三年六月二十八日ノ價格以上ニ販賣スルコトヲ得ザリシ處右ハ實際取引上不便多キニ鑑ミ之ガ最高價格ヲ明確ニ決定スル要アルヲ認メ之ヲ追加告示シタルコト

一 從來人造絹糸ノ所謂ブローカーニ對シテハ人造絹糸販賣價格取締規則適用セラレザリシ關係上關取引ヲ誘致スル惧アリタルノミナラズ取締上遺憾ノ點有之タルニ鑑ミ今般販賣業者(製造業者ヲ除ク)ガ消費者ニ對シ販賣スル場合ノミナラズ販賣業者ニ對シ販賣スル場合ニ於テモ公定價

00057

格ノ適用ヲ受ケシムルコト、ナシタルコト

◆受社第一萬一千七百五十七號

昭和十四年十月五日

學 務 部 長

職業紹介所長
市 町 村 長 殿
會社工場事業主

學校卒業者使用制限令施行規則中改正ノ件通牒

標記ノ件別紙ノ通九月十六日厚生省令第三十號ヲ以テ公布相成候條御了知相成度候

◆厚生省令第三十號

昭和十三年八月厚生省令第二十三號學校卒業者使用制限令施行規則中様式第二號ヲ左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年九月十六日

厚生大臣 小 原 直

様式第二號

學 校 卒 業 者 使 用 届

工場事業 場又ハ事 務所		名稱				所在地				氏 名	備 考
使用 又ハ ノ年	開始 解雇 ノ日	從 事 ム ノ 種 類	セ ン シ ム ル 業 務	給 料	卒 業 ノ 年	卒 業 校 名	修 了 シ タ ル 學 科	修 了 シ タ ル 學 科			

格 B 5

昭和 年 月 日

住所又ハ所在地
使用者氏名又ハ名稱 印

